

# 令和7年和光市農業委員会9月総会会議録

和光市農業委員会

## 令和7年和光市農業委員会9月総会日程

令和7年9月25日（木曜日）午後4時00分開会

- 日程第1 開 会
- 日程第2 開 議
- 日程第3 議事録署名委員の指名 9番 富澤孝子委員 10番 井口俊彦委員
- 日程第4 提出議案 議案第7号 農業委員会職員の任免について  
議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について  
議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- 日程第5 協議事項 ①令和7年和光市農業委員会10月総会の日程について  
②和光市都市計画生産緑地地区の変更について  
③優良農業者表彰について  
④その他
- 日程第6 諸報告 ①会長専決について  
②農業委員の活動報告について  
③その他
- 日程第7 閉 会 午後4時50分

出席委員（10名）

1番	新坂篤司君	2番	富岡和樹君
3番	富岡浩之君	4番	本多修君
5番	成田真理子君	6番	小寺淳一君
7番	吉田成実君	8番	田中和巳君
9番	富澤孝子君	10番	井口俊彦君
11番	浪間兼三君		

---

欠席委員（なし）

---

開会 午後4時00分

---

◎開会

◎開議

○事務局（高橋） 委員の皆様、こんにちは。

本日は浪間代理から少し遅れますと連絡を受けております。

では、ただいまから令和7年和光市農業委員会9月総会を開会いたします。

それでは、会長、お願いいたします。

○新坂会長 皆さん、こんにちは。

長く続いた暑さからもようやく解放され、涼しさを感じられるようになった今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、令和7年和光市農業委員会9月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第6条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

---

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長 初めに、議事録署名委員ですが、9番、富澤委員、10番、井口委員を指名します。

---

◎提出議案

議案第7号 農業委員会職員の任免について

○新坂議長 それでは議事に移ります。

議案第7号 農業委員会職員の任免について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 議案第7号 農業委員会職員の任免について。

議案書1ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、以下のとおり同意を求めます。

農業委員会事務局職員を解く、井上 翼。

農業委員会事務局職員を命ずる、今野陽子。

議案について説明は以上になります。

○新坂議長 ありがとうございます。

農業委員会職員の任免ですが、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、この議案に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は同意されました。

では、新任の今野陽子さんにご挨拶をいただきます。

事務局は案内をお願いします。

(職員入室)

○新坂議長 それでは今野さん、お願いします。

○事務局(今野) 来月10月1日から着任いたします。その前にご挨拶をと思ひまして、私、学校教育課の今野と申します。10月からどうぞよろしくお願ひいたします。

農業は日本の産業の根幹であるというふうに私考えておりますので、この業務を通じて産業について深く学んでいきたいと思ひています。

皆さんの活動がしやすいようにお手伝いできればと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○新坂議長 ありがとうございます。

○事務局(今野) ありがとうございます。

○新坂議長 それでは、10月からよろしくお願ひいたします。

(職員退室)

---

### ◎提出議案

#### 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会について

○新坂議長 続きまして、議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 議案第8号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見照会について、議案書の2ページから11ページをご覧ください。

これまでは利用権設定として農地の貸し借りをしていましたが、制度の変更により、令和7年4月1日から、市街化調整区域の農地の貸し借りに関しては、農地中間管理機構を通じて貸借を行うこととなりました。

使用貸借権の設定を受ける者、A、和光市下新倉二丁目\*\*番\*\*号。農地中間管理権の設定を行う者、B、和光市下新倉四丁目\*\*番\*\*号。中間管理権を設定する土地、下新倉六丁目\*\*番、面積は998平方メートル。設定する時期につきましては、開始が令和7年12月1日、終わりが令和12年11月30日の5年間となっております。

本案件は、貸主のBさんと借主のAさんの間で合意に至ったことから、申請に至りました。

借主が、農地の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、必要な農作業に常時従事する見込みであるかなどについて審議していただきます。農業委員会での審議後、市町村は農地中間管理機構に計画を送付し、そちらでの審議を経て、埼玉県知事が公告する流れになります。

議案書の10ページをご覧ください。

設定を受けるAさんは現在61歳で、年間農業従事日数は320日。記載の所有の農機具等の状況から、全ての農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事する見込みがあるか、ご審議をお願いします。

受け手のAさんの農地の利用状況につきましては、現地確認を吉田委員にお願いしました。現地の写真は、写真資料1の1番が申請地、2番から12番までが深井宏之さんが現在耕作している農地になります。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、現地を確認いただいた7番、吉田委員から報告をお願いします。

○吉田委員 Aさんの畑は問題なく、すばらしい状態でした。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま写真を見ていただいておりますが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

この計画の決定に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この計画は決定といたします。



さい。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

議案第9号は、6番、小寺委員に現地確認をしていただいておりますので、小寺委員から現地確認の報告をお願いします。

○小寺委員 Dさんの畑は、毎年きれいな作物を作っております。問題無いと思います。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、採決に移ります。

議案第9号につきまして、承認ということに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○新坂議長 全員賛成。よって、この議案は承認といたします。

---

### ◎協議事項

#### ①令和7年和光市農業委員会10月総会の日程について

○新坂議長 続きまして、協議事項①和光市農業委員会10月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(内藤) 令和7年和光市農業委員会10月総会の日程についてですが、10月24日金曜日午前10時からを提案させていただきます。場所は3階の第一委員会室です。

なお、11月総会につきましては、11月25日火曜日午後の開催を予定しており、現在のところ、午後3時半以降から5階の502会議室を確保しています。準備も含めると、午後4時頃開催の見込みとなります。

それと、今回机上来年の6月までの総会の予定表を配付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

では、ご協議のほどよろしくをお願いします。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

10月総会の予定ですが、10月24日金曜日の午前10時ということですが、皆様ご都合はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 10月24日金曜日の午前10時から、場所は第一委員会室でお願いします。

また、11月につきましては、25日火曜日の午後4時頃の予定とのことですが、現時点で都合が悪い方はいらっしゃいますか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、そのような予定でお願いいたします。

---

### ◎協議事項

#### ②和光市都市計画生産緑地地区の変更について

○新坂議長 続きまして、協議事項②和光市都市計画生産緑地地区の変更について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 資料番号がついていないんですけれども、ホチキス止めの和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）と書かれた資料をご覧ください。

生産緑地を新たに指定したり廃止にしたりするなどの変更がある際は、生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、和光市長から農業委員会に対し、対象地が農地に該当しているかどうか意見照会をすることとなっております。

このたび意見照会がなされたことから、この変更に対し農業委員会として意見がある場合は、和光市長に提出する必要があります。本日は、生産緑地の担当課である公園みどり課の職員からの説明後に質疑応答を行い、意見がある場合は後日文書で回答し、意見が無い場合はその場でその旨回答いただきます。

事務局から説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

では、事務局、公園みどり課に入室していただいでください。

(公園みどり課職員入室)

○新坂議長 それでは、説明をお願いいたします。

○公園みどり課（田中） 公園みどり課の田中と申します。よろしくお願ひいたします。

農業委員会総会で生産緑地地区の変更についてご説明をさせていただくのが1年ぶりとなりますので、初めに生産緑地制度について簡単にご説明させていただきます。

生産緑地とは、良好な都市環境の形成を図るため、都市計画法によって生産緑地地区として指定された市街化区域内の農地となります。

指定されると、相続税等の納税猶予が受けられるほか、固定資産税が軽減されますが、指定から30年間は継続的に農地として維持管理する義務を負い、開発行為等の制限がかかる制度となっております。

生産緑地地区は、毎年7月に追加指定の申請を受け付けているほか、農業従事者の死亡等による指定解除や市による買取り、公共施設の設置に伴う指定解除等により変更が生じます。

これらの変更について、原則1年に1回都市計画決定を行い、生産緑地地区を更新しております。

今回、農業委員の皆様にご意見の照会をさせていただきますが、これは国土交通省が定めた都市計画運用指針により、生産緑地地区に関する都市計画の変更に際しての農地の認定については、農業委員会の意見を聞くことが望ましいとされているからです。

それでは、今回の生産緑地地区の変更の概要についてご説明いたします。

今回は、30年の生産緑地指定期間満了に伴う買取申出が2件、主たる従事者故障による買取申出が2件、主たる従事者死亡による買取申出が3件、追加指定が1件、土地区画整理事業の換地処分に伴い変更する地区が8件ございました。それに伴い、生産緑地地区の変更が5地区、廃止が13地区、追加が18区ございます。

それでは、生産緑地地区変更の詳細につきまして、担当の西大立目からご説明させていただきます。

○公園みどり課（西大立目） 公園みどり課の西大立目です。よろしく願いいたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、お手元の資料をご確認ください。

和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）と書かれた計画書が2ページ、次に理由書が2ページ、新旧対照表が2ページ、次に変更概要書が3ページ、次に変更概要図が14ページ、最後に現況写真が16ページございます。

不足等はございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○公園みどり課（西大立目） それでは、お手元の変更概要図に沿ってご説明させていただきます

ます。

では、変更概要図 1 ページ目の第18号生産緑地をご覧ください。

図の右下に凡例を表示しておりますが、黄色で塗られた部分が削除する区域で、赤い線で囲われた部分が変更後の生産緑地地区となっております。こちらは、主たる従事者がお亡くなりになられたことに伴い、相続人から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、面積及び区域を変更します。

変更概要図 2 ページ目の第21号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、主たる従事者がお亡くなりになられたことに伴い、相続人から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、第21号地区は廃止をします。

次に、概要図 3 ページ目の第31号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、生産緑地地区指定から30年経過し、期間満了のため土地所有者から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、面積及び区域を変更します。

次に、概要図 4 ページ目の第56号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、主たる従事者がお亡くなりになられたことに伴い、相続人から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、第56号は地区が分断される形となりました。そのため、第56号生産緑地地区を廃止し、第56-1号生産緑地地区と第56-2号生産緑地地区として分割し、新しく指定します。

次に、概要図 5 ページ目の第70号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、生産緑地地区指定から30年経過し、期間満了のため土地所有者から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、面積及び区域を変更します。

次に、概要図 6 ページ目の第115号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、主たる従事者がお亡くなりになられたことに伴い、相続人から買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、第115号は地区が分断される形となりました。そのため、第115号生産緑地地区を廃止し、第115-1号生産緑地地区と第115-2号生産緑地地区として分割し、新しく指定します。

次に、概要図 7 ページ目の第141号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、主たる従事者の故障に伴い、買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除されたことにより、第141号は地区の廃止をします。

次に、8 ページ目の第152号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、主たる従事者の故障に伴い、買取申出書が提出され、その後、行為制限が解除

されたことにより、第152号は地区の廃止をします。

次に、9ページ目の第186号生産緑地地区をご覧ください。

図の右下に凡例で表示しておりますが、赤い色で塗られた部分が新たに追加する区域となっております。こちらは、土地所有者から和光市生産緑地地区追加指定申請書が提出されたことに伴い、第77-2号及び第78-1号生産緑地と一体となることから、第77-2号及び第78-1号を廃止し、第186号生産緑地地区として統合し、新しく指定します。

次に、概要図10ページ目、11ページ目をご覧ください。

ここからは、越後山土地区画整理事業の換地処分が行われたことに伴う面積及び区域の変更についてご説明いたします。

10ページ目の黄色で塗られた部分が変更前の区域、11ページ目の赤い線で囲われた部分が変更後の区域となっております。

10ページ目の第125号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、換地により面積と位置に変更が生じることに伴い地区を3分割し、うち2地区が、11ページ目の第125-1号及び第125号生産緑地地区として指定します。残りの1地区は、10ページ目の第128号生産緑地地区において、分割された地区のうち1地区と統合し、11ページ目の第183号生産緑地地区として新しく指定することとし、第125号生産緑地地区は廃止します。

次に、10ページ目に戻りまして、第127-2号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、換地により面積と位置に変更が生じることに伴い、第128-2号生産緑地において、分割された地区のうち1地区と統合し、11ページ目の第184号生産緑地地区として新しく指定することとし、第127-2号生産緑地地区は廃止します。

次に、10ページ目に戻りまして、第128-1号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、換地により面積と位置に変更が生じたことに伴い地区が2分割され、うち1地区が11ページ目の第128-3号生産緑地として指定することとします。残り1地区は、10ページ目の第128-2号生産緑地において、分割された地区のうち1地区と統合し、11ページ目の第185号生産緑地地区として新しく指定することとし、第128-1号生産緑地地区は廃止します。

次に、10ページ目に戻りまして、第128-2号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、換地により面積と位置に変更が生じたことに伴い地区が9分割され、うち6地区が11ページ目の第128-4号、第128-5号、第128-6号、第128-7号、第128-8号及

び第128-9号生産緑地として指定することとします。残りの3地区は、10ページ目の第125号、第127-2号及び第128-1号において分割された地区のうち1地区、計3地区をそれぞれ統合し、11ページ目の第183号、第184号及び第185号生産緑地として新しく指定することとし、第128-2号生産緑地は廃止します。

次に、12ページ目の第127-1号及び第181号生産緑地地区をご覧ください。

第127-1号が、換地により面積と位置が変更となり、第181号と一体となったため、第127-1号及び第181号を統合し、第187号生産緑地地区として新たに指定することとし、第127-1号及び第181号生産緑地地区は廃止します。

次に、13ページ目の第129号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、換地により面積と位置が変更となります。

次に、14ページ目の第130号生産緑地地区をご覧ください。

こちらは、換地により面積と位置が変更となります。

変更の詳細については以上となります。

○公園みどり課（田中） 今後の手続の流れについてご説明させていただきます。

今後の手続の流れとしましては、皆様のご意見を伺った後に、10月に県知事協議をいたしまして、その後、案の公告と縦覧を行います。そして、12月の和光市都市計画審議会に諮問し、生産緑地地区を変更する都市計画決定を行います。最終的な都市計画変更を年内に告示することで、今回の都市計画生産緑地地区が確定します。

生産緑地地区の変更に関する説明は以上となります。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきましたが、農業委員会としては、変更後または追加された当該生産緑地地内の土地が農地に該当しているかどうかを意見をするものになります。

委員の皆様、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

どうでしょうか。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

（発言する者なし）

○新坂議長 分かりました。

では、意見が無い旨の回答をいたします。

委員の皆様からのご意見は無いようですので、意見無しということで、農業委員会の回答を出したいと思います。

では、公園みどり課の皆さん、本日はどうもありがとうございました。

(公園みどり課職員退室)

---

## ◎協議事項

### ③優良農業者表彰について

○新坂議長 では、続きまして、協議事項③優良農業者表彰について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 今年の優良農業者表彰の対象者につきましては、先月の総会でご説明いたしましたとおり、委員の皆様から、各集落との話合いの上ご推薦をいただくようお願いしたところです。

皆様には大変お手数をおかけしましたが、おかげさまで13名の候補者の推薦をいただきました。

資料の2-1をご覧ください。こちらが推薦者一覧になっています。

推薦いただいたこちらの13名の中から、今年の共進会で表彰する6名の選出について、ご協議をお願いします。

それと、資料2-2をご覧ください。表彰式のタイムスケジュール表となっています。

表彰式は11月9日日曜日で、時間は昨年と同様に10時10分から10時50分までの40分間が確保されています。こちらが通常行うスケジュールで、主催者式辞、審査講評、賞状の授与、来賓祝辞、受賞者代表謝辞という形になり、昨年同様に受賞者は6名ということで、省略しなくても時間内に収まる予定となっています。

なお、正式には共進会実行委員会の中で決定となりますが、これまで11あった特別賞を3つ減らして8つになる見込みで、その場合所要時間が33分程度に収まる見込みです。スケジュールにつきましても皆様のご意見等いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、皆様から推薦いただいた方の中から表彰する6名についてご意見をいただきたいと思います。表彰式の段取りの中で改善等できる部分についても考えていきたいと思っています。ぜひ皆様からのご意見ををお願いします。

今回6名ということですが、皆様から上げていただいたリストの中、配偶者と後継者につきましてはそれぞれ1名ずつですので、こちらの2名に関してはこのまま決定でもよいかと

と思いますが、皆様どうでしょうか。

配偶者と後継者はこれでいいですね。

(「いいと思います」の声あり)

○新坂議長 分かりました。

そうしましたら、残りの4名につきましてどのように決めるかということですが、何かご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

7番、吉田委員。

○吉田委員 1番の半三池のEさんですけれども、昨年辞退されているというのは、これ何か理由があるのでしょうか。

○新坂議長 事務局。

○事務局(内藤) 辞退の理由までは、すみません、把握していません。

○吉田委員 分かりました。

○新坂議長 4番、本多委員。

○本多委員 半三池の支部長さんとお話をして、候補者というのがなかなか選べないということだったんですよ。ただ、この地区ではEさんが一番、息子さんもやっているんですけれども、現役でやっているということで、ただ、去年は辞退されたんですが、今年はもし頂けるとなれば、今年は頂こうかなんていうこともあるかなと思って、一応候補に上げていただきたいということでお話がありました。だから、実際この地区の推薦者の方を見ると、やっぱり現役でばりばりやっている方がいらっしゃるので、そちらの方を優先して受賞させたほうがいいのかなと、私個人としてはそういうふうに思います。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいまの4番、本多委員からのご意見につきまして、皆様どうお考えでしょうか。

もし、Eさんに関してそういう事情であれば、Eさんからこの下の2番からという形でも、年齢的にこれが並べてありますので、上から年齢順に決めていくのもいいのかなとは思いますが、皆様ご意見がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 特にご意見無いようでしたら、上から順番に決めてしまってもいいのかなとは思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局(内藤) この優良農業者表彰は総会で決めていただきますが、今回決まらなければ

来月の総会でもまだ間に合いますので、もしまた辞退された場合には来月改めて決定していただく流れになります。

○新坂議長 9番、富澤委員。

○富澤委員 1番から4番の方の中でもし辞退した場合は、その次の方になるんですか。

○新坂議長 年齢を考えれば次でもいいのかなと。特段ルールというのがこの場ではないので、皆さんの協議の中で決めていく形です。

○富澤委員 優良農業者ということで、4番の方はやっていないよね。

○新坂議長 そうですか。

○富澤委員 はい、ほとんど。もう体調悪いので、農家自体はやっていないので。だから、やっている方のほうがいいのかという。

○新坂議長 でも、体調崩される前は。

○富澤委員 結構たちましたね、体調崩してから。息子さんいらっしゃいますけれども、後継者としてやってはいないので。結構そのままになっちゃっていたので、だから、もう畑やらないで、草が生えたら草刈りをするぐらいで、作付は全然しない方なので。

まだまだ6番の方なんか物すごく一生懸命農家やっていたら、6番、7番の方が何か一生懸命やっていたから、やっていなかったら先に表彰してあげたほうがいいのかな。やっぱりちゃんとやっている方のほうが優先に表彰してあげたほうがいいのかなと思います。以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

知らない方もいらっしゃるので、ここの委員会の皆様からそういう意見あれば、その意見を優先してもいいのかなと思いますけれども。

○富澤委員 本人も、言われても何で賞をもらえるのかなと思うんじゃないですか。

○新坂議長 2番、3番、5番、6番ですかね。

○富澤委員 もうFさんなんかばりばりやっていますからね。

○新坂議長 5番じゃなくて、2番、3番、4番ですね。

(「すみません」の声あり)

○新坂議長 8番、田中委員。

○田中委員 Eさん、再度もう一回聞いて、辞退ならという感じで。すごいまだ一生懸命やっている方なので。

○新坂議長 分かりました。

では、来月の総会でも決められるということですので、Eさん、1番の方も入れて、上からということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○新坂議長 では、事務局、そのようにお願いします。

○事務局（内藤） では、事務局から。

○新坂議長 お願いします。

○事務局（内藤） 本日選出された6名、優良農業後継者のほうは事務局から伝えます。残りの5名の方については、この後担当の委員さんから支部長を経由して、ご本人に受賞者として選ばれたことを伝えていただき、受賞の意思があるかどうかと、受賞の意思がある場合は、当日11月9日午前中に本人または代理の方が出席可能かどうかを確認していただければと思います。

なお、本人や代理の方が当日出席できないという場合でも受賞は可能です。

受賞の意思の有無については、来月の10月10日金曜日までに事務局までお知らせください。

もし、ここで受賞を辞退されるという方がいらっしゃった場合には、10月総会で改めてこの中の別の候補者の中から選出していただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

それでは、各担当の委員さんは、表彰予定者に受賞の意思と、当日に本人か代理人の出席が可能かどうかを確認していただき、その結果について事務局まで伝えてください。

---

## ◎協議事項

### ④その他

○新坂議長 それでは、続きまして、協議事項④その他について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（内藤） 協議事項その他について、特にありません。

以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

---

## ◎諸報告

### ①会長専決について

○新坂議長 続きまして、諸報告①会長専決について、事務局、説明をお願いします。

○事務局（内藤） 会長専決について、議案書の14ページから16ページをご覧ください。

今月の会長専決は、5条届出が2件となっております。

現地の状況は、写真資料の16番と17番となっておりますのでご確認ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の説明がありましたが、皆様、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、会長専決は以上とします。

---

#### ◎諸報告

##### ②農業委員の活動報告について

○新坂議長 続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保） 今月の活動の共通事項については、写真資料の20番をご覧ください。

本日の農業委員会9月総会です。その他、個別に農地パトロールや現況確認をしていただいた方はその旨ご記入ください。

説明は以上です。

○新坂議長 ありがとうございます。

その他、皆様から活動に関してご報告がある方は挙手をお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長 それでは、無いようですので、委員の皆様からの報告は以上とします。

---

#### ◎諸報告

##### ③その他

○新坂議長 続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（内藤） 諸報告③その他ですが、3点ございます。

1点目は、農家だよりについて、資料3番をご覧ください。

共進会実行委員会について掲載しています。共進会へ出品予定の申込書を裏面に付けてい

ます。共進会実行委員会に各支部長が出席予定ですので、その際に配布したいと考えています。

2点目、先月の総会の利用状況調査で指導対象となっていた本橋末子さんの下新倉六丁目の農地ですが、通知発送前に現地を確認したところ、写真資料の18番と19番をご覧ください。このとおりきれいに整地されていることが確認できたため、指導文書の通知の発送は見送らせていただきました。

それと3点目ですが、共進会の当日、11月8日と11月9日、委員の皆さんにそれぞれ作業、役割を分担させていただきたいと思っているんですけども、現時点で富岡浩之委員からは支部長のほうの業務があるということでお話を伺っているんですが、その他、土曜日、日曜日で都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○富澤委員 私たち、あさか野農業女性部として出店するので、土日はちょっと時間の余裕あまりないので、日曜日は丸々。市民まつりの実行委員のほうのお仕事もあるので、できれば外してもらえるとありがたいです。

○事務局(内藤) わかりました。

○富澤委員 日曜日は私たち出店していて、土曜日は午後から仕込みがあるので。

○事務局(内藤) では、土曜日の午後と日曜日丸一日ということですか。

○富澤委員 そうです。申し訳ないです。よろしくお願いします。

○事務局(内藤) 了解です、ありがとうございます。

○新坂議長 他に都合の悪い方、いらっしゃいますか。

本多さんは大丈夫ですか。

○本多委員 大丈夫だとは思いますが、合間合間にちょっとうまくやっています。

○新坂議長 分かりました。

6番、小寺委員。

○小寺委員 土曜日は準備何時で終わりましたか。

○事務局(内藤) 大体午前中で終わるかと思います。

○小寺委員 大丈夫です。

○新坂議長 他に質問等ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○新坂議長 では、事務局からの報告は大丈夫ですか。

(発言する者なし)

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上とします。

はい、2番、富岡委員。

○富岡(和)委員 すみません、もうちょっと引き延ばすんですけども。

僕が農業委員務めさせてもらった当初にもちちょっとお話しさせていただいたんですけども、自分ちの畑の道を挟んだ反対側が家庭菜園やっていて、そこに当初はアグリパークに車を止めて、ここは駐車禁止、それで作業をしてくださいという立て看板があったんですけども、それが撤去されてしまって、ここのところ畑で作業していても、家庭菜園のほうじゃなくて、わざわざうちのほうの畑に寄せて車止められたりとか、トラクターの出入りするところに上手にそこへ止められちゃったりして、その都度どかしていただけますかと言ってどかしていただいているんですけども、何か納得いかないような、そういうことをされてしまって、その都度言うのもちょっとそろそろ嫌だなと思って。そのときにもお願いしたんですけども、一応立て看板のようなものを作っていただいて、注意喚起していただいて、そのような対応をしていただけないかなと思って。そうすれば、僕が口うるさく言っているような印象にならなくて、ここに一応看板があるようにというふうな説明をして納得してもらいたいなと思って、できましたらそういう対応をしていただけませんか。よろしくお願ひします。

○事務局(井上) ちなみに、それは何時ぐらい、時間帯はどれぐらいの時間帯ですか。

○富岡(和)委員 まちまちですよ。週末も来られる方もいるし、自分たちもずっとその畑に行っているわけではないんですけども、行ってまとまっていると、どかしてもらえるかなと願ひして。ですから、看板でもあれば、見てもらって納得していただいて、それでアグリパークのところに行ってもらえれば自分たちも助かるかなと思ひまして。よろしくお願ひします。

○新坂議長 他に何か、全体を通してご意見、ご質問等ありましたらお願ひします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

---

### ◎閉会

○新坂議長 それでは、本日の議事は以上とします。

本日も皆様のおかげで滞りなく議事運営ができました。ご協力いただき誠にありがとうございます

ございました。

以上をもちまして、令和7年和光市農業委員会9月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午後4時50分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員